

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成25年11月8日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

11月8日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件	1
開会の宣告	2
委員会記録署名委員の指名	2
認定第8号の審査	2
質疑（福住礼子委員、増永和起委員、山崎雅数委員）	
認定第7号の審査	7
質疑（市来賢太郎委員、福住礼子委員、増永和起委員、山崎雅数委員）	
採決	20
閉会の宣告	20

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成25年11月8日(水) 午前 9時59分 開会
午前11時35分 閉会

1. 場所

301会議室

1. 出席委員

委員長 森西 正	副委員長 山崎雅数	委員 福住礼子
委員 村上英明	委員 市来賢太郎	委員 増永和起

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 小野吉孝
生活環境部長 杉本正彦
保健福祉部長 堤 守
高齢介護課長 石原幸一郎 同課参事 川口敦子
国保年金課長 安田信吾

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 寺本敏彦 同局書記 井上智之

1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成24年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分
認定第6号 平成24年度摂津市パートタイマー等退職金特別会計歳入歳出決算認定
の件
認定第3号 平成24年度摂津市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第8号 平成24年度摂津市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の件
認定第7号 平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前9時59分 開会)

○森西正委員長 おはようございます。
ただいまから、民生常任委員会を開会
します。

本日の委員会記録署名委員は、市来委
員を指名します。

認定第8号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し質
疑に入ります。

福住委員。

○福住礼子委員 おはようございます。
よろしく願いいたします。

それでは、後期高齢者のほうですけれ
ども、今回、不納欠損額、157万4、
461円で、昨年より33万2、091
円増額、収入未済額が879万6、68
5円で、昨年よりも36万5、327円
増額となっておりますが、この増額となっ
ていることへの認識と対応について教え
ていただきたいと思ひます。よろしくお
願いいたします。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 不納欠損額と収入
未済額の増加の状況でございます。

後期高齢者の医療制度につきましては、
平成20年度に新たに創設され、平成2
4年度で5年となり、制度創設時と比べ
まして、平成24年度末は被保険者数に
つきましても28%増の7,060人とな
り、医療費や保険料につきましてもそ
の規模は年々増加しております。

保険料の収入未済につきまして、徴収
の時効が2年となっておりますが、督促
や分納誓約により、時効の中断を行うな
ど、収納の確保に努めておる状況でござ
います。

そのような状況から、やはり、制度創
設から年数が経過することで、毎年、9
8%以上の収納率は確保しておりますも
の、未納は、やはりどうしても積み上

がってきておりますことから、収入未済
額及び不納欠損額が増加してしまうこと
になっております。

○森西正委員長 ほかにございますか。
増永委員。

○増永和起委員 不納欠損もふえている
というようなお話でしたけれども、年金
が非常に少ないというような方もたくさ
んいらっしゃる、その中で、後期高齢者
の皆さん、後期高齢者という言い方は好
きではないのですけれども、皆さんは、
本当にしんどい中を、この後期高齢者の
保険料も払っておられたり、払えなくな
ったりとか、いろんな大変な状況があるの
だと思ひますけれども、年金天引きで
はない普通徴収の方が、一体どれくらい
いらっしゃるのか。

それから、滞納の状況、それが、どれ
くらいあるのか、そういうことについて
も、収納率を教えてくださいましたけれ
ども、件数とかで教えてくださいたらな
と思ひます。

それと、そういう方々に対して、制裁
措置をしているのではないかとことが
が、心配になってきます。

短期証や資格証の発行数、それから、
財産調査、差し押さえ、換価、これ国保
のときも聞きましたが、さかのぼって5
年間分、教えてくださいたいと思ひます。

それと、国保には、一部負担金の減免
制度というのがあって、この制度で命を
救われたと、大変、市民の方も喜ばれた
りしています。

ところが、後期高齢者のほうになりま
すと、府の制度になりますので、府の一
部負担金の減免の条件、こういうのが変
わってきて、同じ摂津市民でありながら、
病院にかかるのに医療費がないという方
が病院にかかれないと、この一部負担金
減免制度が使えないという、そういう悲

鳴も聞いております。

どれくらい一部負担金について、後期高齢者のところで減免を利用していらっしゃるのか、その数についても教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 年金の保険料、後期高齢者の方の年金から天引きされている方、普通徴収されている方の件数の状況でございます。

まず、徴収の割合でいきますと、特別徴収年金天引きですが51.5%、普通徴収48.5%となっております。

加入者数でいきますと、加入者7,060人のうち、普通徴収1,916人となっております。

ただ、年度途中で特別徴収や普通徴収に変わられる場合もありますので、一定の算式で出した数字となっております。

次に、短期証、資格証、滞納処分の過去5年の状況でございます。

まず、短期証の状況でございますが、平成24年度末につきましては、18件の交付となっております。

平成23年度19件、平成22年度19件、平成21年度13件、平成20年度につきましては、まだ、制度が始まったところですので件数はございません。

資格証についてですが、資格証は、制度発足以来、まだ、発行はしておりません。滞納処分も同じくこの5年はしておりません。

続きまして、一部負担金減免の利用数でございます。昨年度、利用実績でございますが、火災に遭われたという方がおられましたので、それで申請いただきまして、1件承認させていただいております。

滞納の状況でございますが、平成24

年度、滞納世帯数としまして、252件、1,316万2,752円が滞納金額となっております。

平成23年度は、161世帯、936万2,000円、平成22年度、95世帯、772万6,000円、平成21年度でございますが、世帯数については集計できておりません、金額につきましては、501万1,000円となっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

この10月にも、また、10月分の年金が下がって、実際に手渡されるのは12月だと思うのですけれども、どんどん年金が下がり続けるという中で、本当に長生きをして元気で生きていただきたいと思うのですけれども、医療費の問題で病院にかかりたくてもかかれないというような状況がないように、ぜひ、心を配っていただきたいと思うのですけれども、そのためには、この一部負担金の減免、火災だけしか使えなかったというのは、本当に憂慮すべき問題なのではないかなというふうに思います。

大阪府にも、ぜひ、言っていただいて、同じ摂津市民でありながら、病気で治療が必要なのに、それが受けられないとか、けがをしても病院にいかないで我慢をしているとか、そういう高齢者の方がなくなるように、ぜひ、お願いをしたいと思います。

それと、今、摂津市では、資格証は発行していないし、滞納処分、差し押さえであるとか、財産調査、換価、こういったことを始めているところもあるというふうに聞いています。

高齢の方にそういうことをするようないかなないように、摂津市はそういうことは一切していないということですので、

本当にありがたいなというふうに思っています。

短期証についても、これは、短期証を発行してもらわないということをお願いしたいのですが、この短期証は摂津市の国保の方の場合は、期限が切れる前には、必ず保険証を手元に届けていただいていると思うのですが、この後期高齢者の皆さんにもそういうことがきちんと行われているか、手元に保険証がなくて病院にかかれないというようなことにならないように配慮していただいているかどうか、この点ももう一度お聞きしたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 短期証の交付の状況でございますが、短期証につきましては、事前にももちろん納付の勧奨なり、一定の努力をさせていただきまして、やむを得ず交付させていただかないといけない方につきましては、期限が切れる前に送付させていただいております。

また、どうしても郵便の返戻等もありますので、そういった場合につきましては、収納推進員を活用しまして、ご自宅訪問するなど、きめ細かい対応をさせていただいております。

○森西正委員長 ほかにございますか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 では、私から、質問をさせていただきます。

まず、収納の保険料のことですが、158ページ、不納欠損のこともいろいろ聞いていただきましたのですが、不納欠損が出てくるというのは、やっぱり保険料が高過ぎると、広域議会で決めていることですが、80万円以下の収入である一番最低ラインで言うと、要するに収入ゼロであっても、何であっ

ても均等割で約5,100円は納めないといけないと、収入が80万円以下ということは、ほとんどそれでは生活ができませんから、扶助を受けて、お子さんとか、ほかの世帯から、いわば扶助を受けながらの保険料を払うという状態になっていますから、これもぜひ広域議会に、保険料に負担をかけない意見を挙げてほしいと思っていますのですが、若干、保険料負担が大きくなってきていないかなというところで、保険料納付金158ページの約7億5,000万円になっていますけれども、保険料収入総額済額でいうと約6億4,000万円です。安定基盤の繰り入れが約1億1,000万円とかのそういった意味での保険料徴収金と納付金との関係を、ちょっとご説明いただけないかなと思います。

一般会計でも、後期安定繰入金で府負担金が8,500万円とかあったのですが、こういうところをちょっと整理してご説明いただければ、なるべく保険料に負担をかけないというところでは、こういったところでの取り分というか、それをふやせることができないかというようなことで、ちょっとお聞きしたいと思います。

それから、同じように158ページの繰り越しの部分ですが、約2,900万円繰り越しが昨年から引き継いで、実質、収支が今回、最後に163ページに出ているように、約3,365万プラスですね。だから、単年度で言うと、今回は400万円ぐらいの黒字というか、残ったのかなと。

広域議会でも説明いただいているのですが、精算されない保険料が残るというか、繰り越しもして、基金も置きもあるのです。会計的には、黒字会計なのです。

国の予算とか、府の補助金とか繰り入れとかいうのは、単年度で精算されて、たくさん出し過ぎたときには戻したりして精算しますから、何%以上というのは出ませんけれども、残るお金は保険料なんですこれも。

ですから、ことしまた、保険料が広域議会で決められますけれども、保険料は軽減されるべきだと思ひまして、広域議会へ行って聞いたら、議会は本当に承認機関になっているのです。

その前に市町村、これは、大阪府はほとんどかかわってないので、市町村で懇談会とか、検討をずっとやられているわけで、市長会とか、そういうところでやられているわけですから、そういう広域の事務でなるべく黒字にならないとか、保険料を持ち越さないような、保険料軽減をしてほしいということ、声を上げてほしいと思うのですけれども、こういう黒字になる仕組みとか、黒字にならないように保険料軽減できるとかいうようなことはならないのか、この黒字の部分についての見解を聞きたいと思ひます。

それから、事務報告に国保のほうは、特定健診の事業が74歳まであるのですけれども、147ページの事務報告の歯科検診、これちょっと高齢者の歯の健診なんかも書いてあるのですけれども、これ高齢者の歯の健診なんかも書いてあるのですけれども、これは後期がちょっとわからないのですけれども、後期の医療としての補助なんかもあるのかどうか、特定健診、後期としての健診の事業の中身もちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 後期高齢者の保険料と予算の仕組みについてでございます。

保険料を初めとする予算の決まり方についてですが、後期高齢者医療における保険料の設定につきましては、委員おっしゃいましたように、広域連合のほうで決定となっております。

これが、2年ごとに改定となっている現状でございます。

また、その分を各市が広域連合に対して納付します保険料につきましては、まず、給付に必要な額を積算しまして、保険料として負担すべき額を算出し案分して市のほうに求められます。

次に、保険基盤安定繰入金につきましては、前年度の実績に基づいて積算され、保険料収入と合わせて歳出で後期高齢者広域連合納付金として納付させていただいている状況でございます。

続きまして、実質黒字の状況でございます黒字の理由について仕組みでございますが、後期高齢者医療の保険料につきましては、市町村が徴収をし、その額を保険料軽減にかかります基盤安定繰入金を合わせた額を後期高齢者の広域連合に納付いたしております。

市の会計につきましては、5月末までに納付された保険料を会計年度として歳入しておりますが、広域連合への納付につきましては、3月までの収納分を当該年度に納付し、4月、5月の保険料につきましては、翌年度に広域連合に支払うこととなっておりますことから、その2か月分に相当する額が、毎年黒字として翌年度に繰り越されておる状況でございます。

健康事業の中身でございます。保険事業につきましては、後期高齢の保険事業につきましては、健康診査、生活習慣病等の健康診査を、それと、人間ドックの費用助成というのが、この2種類がございます。

健康診査につきましては、受診費用無料となっております。人間ドックにつきまして、助成額が2万6,000円を上限として、費用の一部を助成されております。

利用状況につきましては、平成24年度は1,196名の方が健診を受診いただき、人間ドックにつきましては、9件の利用の申請がございました。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 わかりました。お金の流れというのは、大体わかりました。

先ほどの黒字の部分が、4月、5月分の繰り越し、そしたら、3,300万円というのは、基本的には、もう4月、5月分の保険料徴収で残っていて、要するに黒字ではないということなのですか。

収支でプラスが出るということではないのですか。

お答え、ちょっといただければと思います。

それから、特定健診の状況、国保と同じように助成とか、後期医療からの支出とかというのはあったのですか。

国保のほうは特定健診受診率を上げようというようなことで、いろんな勧奨をしたり、それこそクーポン券を発行したりとかいろんなことをやっているのですけれども、後期高齢のほうは、もう何か国の指針やら何やら見ていれば、受けても受けなくてもどちらでもいいよみたいな方針みたいに見えるので、この辺の高齢者であっても健康を守るという立場で、どういった事業というか、助成制度とか、そういうのをちょっと紹介してもらえたらなと思います。

○森西正委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 収支の黒字のお話でございます。

4月、5月の保険料についてが、基本

的に黒字として挙がってくる状況となっております。

中身につきましては、どうしても未還付金も含まれる部分もありますが、基本的には、4月、5月の保険料が黒字として挙がっているものでございます。

次に、健診の状況でございますが、特定健診、後期の方につきましては、特定健診と言いますか、健康診査になるのですが、こちらにつきましても、後期高齢の広域連合のほうから毎年受診券のほうは対象者の方に送付させていただきまして、その中で医療機関等、ご案内は入れさせていただいておりますので、基本的には、国保と同じような形でご案内はさせていただいております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 健診事業も放ったらかしではないということもわかりまして、黒字があるなら保険料の軽減にということだったのですけれども、いわば、そういう意味では黒字ではないということですから、本当に一般安定基盤繰入でお金は、いわば保険料軽減に使われているということにはなるのでしょうか、本当にこれは制度発足のときからの問題ですけれども、やっぱりお年寄りひとりひとりにお金を保険料をいただく。ご夫婦であれば、そういった意味では収入割というか、所得割の部分で言うと軽減というか、お二人ですから、一人分は要らないという形になるのですけれども、本当に低所得者であっても、収入がなくても保険料がかかるというようなこの制度、ぜひ、改善していただきたいと思っておりますけれども、国のほうは政権が変わってもうなくすというか、国保との合体みたいな方針もちょっと消えてしまったという状態ですので、この制度の続く限りは、お年寄りは保険料の点では非常にしんど

い思いをしないといけないのかなと思っておりますので、また、ご案内、改善、どうしても不納欠損というか、お金を払えないお年寄りがふえてこないように頑張っていたきたいと思います。

○森西正委員長 ほかにございますか。
なければ、以上で質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

(午前10時24分 休憩)

(午前10時27分 再開)

○森西正委員長 再開します。
認定第7号の審査を行います。
本件については、補足説明を省略し質疑に入ります。
市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。
市来です。

少しだけ質問させていただきます。
単純な疑問等もありますけれども、お答えいただきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

決算書126ページ、諸収入の中に、雑収入で、電子複写機使用料とありますけれども、どういった収入なのか教えていただきたいと思えます。

続きまして、決算概要の250ページ、連合会負担金事業とありますけれども、この事業について、どんな事業なのか少しご説明いただけたらと思えます。

続きまして、決算概要256ページ、地域介護予防活動支援事業、備考欄の中に介護予防に取り組む地域活動組織の育成、支援とありますが、今、国のほうでも課題として取り組んでおられる事業かとは思いますが、その現状について、お聞かせください。

続きまして、決算概要の256ページ、高齢者権利擁護事業の中に、成年後見制度利用助成費とありますが、決算額は59万500円となっております。事務報

告書の164ページを見ますと、申立件数が1件なっていますが、これは、1件に対する助成費が59万500円ということなのかどうか教えてください。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 それでは、私のほうから2点の問いに答弁させていただきます。

まず、1点目の諸収入、雑収入の電子複写機使用料でございます。

こちらは、要介護認定情報提供に係るコピー代ということで、主にケアマネジャーがプラン作成のために認定調査票及び医師の意見書をコピーするものでございます。

また、個人で、特養入所申込時にも認定調査票が必要な場合がありますので、そのときの必要書類のコピー代ということで電子複写機使用料として挙げさせていただきます。

それと、次に、連合会負担金事業でございます。

こちらのほうは、介護保険給付の支払審査機関というのがありまして、大阪府の国民健康保険団体連合会というところがございます。そちらの団体に対しまして介護保険にかかわる事務処理に対する手数料を支払う事業でございます。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 そうしましたら、私の方からは、2点のご質問にお答えさせていただきます。

決算概要256ページの地域活動組織の育成、支援ですけれども、こちらのほうは、一つには老人クラブに委託をしまして、老人クラブの会員以外の市民の方も含めて体力測定を市内の4か所で実施していただきました。

その老人クラブの活動に対して、会員以外への普及活動ということで、平成2

3年度は老人クラブの加入者対象だったのですけれども、平成24年度からは、広く市民に支援していただくということで、活動のほうを広げて行っていただいております。

もう一つが、いきいき体操の会といたしまして、市内には41の健康に関する自主グループがありますが、その中心的な役割を担っていただいているグループで、その活動に対して活動支援として行っております。

このグループの活動としましては、ほかの健康づくりグループへの支援と合わせまして、この41グループが一堂に会してグループワークですとか、あるいは、活動交流会ということも主催として、中心になって活動していただいているものです。

それともう一点の権利擁護事業についてですが、事務報告書にあります1件のほうは、市長申し立てを行った件数が、1件ということで記載をさせていただいております。手数料の7万1,000円がこの1件にかかった費用です。

申し立ての折りに鑑定費用等も含めまして、平成23年度には6件の市長申し立てを行いましたので、およそ4件分を見込みました44万円ということで予算を挙げましたが、実際には鑑定等も必要がなく、1件の市長申し立てということで7万,100円という金額になっております。

一番下にあります利用助成費、この59万円につきましては、以前に市長申し立てを行った方で、低所得であるといった理由で後見等に係る報酬の支払いが困難であるという方に対して、その報酬の助成を行うというものになっておりますので、事務報告書の1件についてはこの59万円が対応しているというものでは

ございません。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。

諸収入の雑収入の件わかりました。ありがとうございます。

連合会負担金事業のことですけれども内容はわかりました。一見すると執行率が54.4%で低いように見えますけれども、どういった内容で低くなっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

その次に、地域介護予防活動支援事業ですが、これは、ご高齢の方だとか介護が必要になる手前の方たちが地域でつながりも深まるでしょうし、さらに健康で長生きしていただくために、とてもいい事業だと思いますけれども、執行率が78.1%となっています。いい事業だと思いますので、もっと100%に近づぐくらい展開していただきたいなと思います。これは要望とさせていただきます。

それから、次に、高齢者権利擁護事業の成年後見制度利用助成費について、この59万500円というのは、以前に申し立てがあった方への助成費だということはわかりました。それは、何件ぐらいの数の方がいらっしゃって59万500円となったのかをお聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 連合会の負担金の執行率等のご質問にご答弁申し上げます。

当初、通常でしたら事務手数料ですので給付費等、件数も伸びておりまして、その分でふえていくわけですけれども、当初、それによって予算を組んでおりましたが、平成24年度につきましては、連合会のほうの中で事務の効率化等を図った上で手数料単価の引き下げの改正があったため、このような執行率になったもの

でございます。

例えば、今まで共同処理と行っていた単価が3.24円から2.54円に下がっております。

また、今まででしたらそれぞれの処理件数に単価をかけて事務手数料をとっておった分もその共同処理の中に入れて事務処理をしていくというふうな連合会のほうで事務の効率化を図られております。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 成年後見制度の利用助成金ですけれども、これについては、2名分の報酬助成となっております。それぞれ、おおむね1年間後見を実際にされて、それを家庭裁判所に後見人が、助成費の申し立てをされまして、それで家庭裁判所が認めた金額をこちらに書類としていただいてお支払いをするということで、この金額については、2名分の約それぞれ1年分の後見人への支払いの助成という金額になっております。

○森西正委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 連合会負担金事業の件で、手数料の単価が安くなったということでわかりました。ありがとうございます。

成年後見制度利用助成費の件も、以前に申し立てがあった方2名分ということがわかりました。ありがとうございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。

福住委員。

○福住礼子委員 よろしくお願ひいたします。

まず、平成24年度歳出総額41億円を超えております。約7,000万円の黒字ということでありますけれども、5期事業度の初年度ということで、総括的にとらまえてどういったことだったのか、内容を教えていただきたいと思います。

次に、介護認定審査会費ということで、

この審査会は、8つの合議体を設けて、おおむね8回の介護認定審査会を開催するというふうに書かれてあったのですが、この予算に対して出額が657万円ということだったと思うのですが、この内容をちょっと知りたいと思います。

それから、包括的地域支援事業の中にあります非常勤職員賃金と、それから、B型肝炎検査委託料、それから、研修参加負担費の内訳を教えてくださいよう、よろしくお願ひいたします。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 私の方からは、256ページの包括的地域支援事業の3点についてお答えさせていただきます。

非常勤職員等の賃金ですけれども、こちらのほうは、包括支援センターの専門職の職員6人分と事務職の臨時職員1名分の予算となっております。

それと、B型肝炎の検査につきましては、これは包括支援センターの職員が家庭訪問する際にいろいろなうちに訪問をいたしますので、一定、職員を守るという視点での検査でございます。

これは、毎年実施しておりますので、新規の職員やまだ受けていない職員がいた場合ということで予算を計上いたしましたが、実際には、3名が抗体検査及びワクチンの接種ということで、費用を執行しております。

もう一点、研修参加負担金ですけれども、これは、ケアマネジャーが5年間の実務経験を経まして、主任ケアマネジャーという資格をとりますが、それに係る必要な経費として6万円を執行しております。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 平成24年度介護保険の決算の総括ということでございま

す。

平成24年度につきましては、第5期の1年目に当たります保険料の改定を行いまして、また、高齢者の第一被保険者の増もありまして、保険料のほうは、毎年、それぞれの計画の1年目というのは、歳入のほうが多くなって、歳出のほうはこれまでの実績を見ていきますので、平成24年度でいいますと、計画と執行率との差を見ますと、99.4%ということで、歳出のほうも計画どおり進んでいるところでございます。

24年度、その分によって約7,000万円の収支が出まして、今年度、国、府等への精算金をした後で、残りの分については、また毎年と同じですけれども、基金のほうに積みさせていただきまして、その分については、今後、平成25年、平成26年の間でまた給付費がどのように伸びるかわかりませんので、そのほうの対応にさせていただくか、それでも給付費がこの計画どおりに進んでいって今回出た黒字の分が残った場合には、次期の第6期の保険料軽減に充ててまいりたいと考えております。

介護認定審査会の内容でございますが、こちらのほうは、介護認定審査会委員報酬ということで、それぞれ審査会を週に2日、月大体8回、今回でしたら年間で90回程度やっておりますして、それに参加した場合に、単価1万8,000円、それぞれの審査会の委員にお支払いしておる報酬であります。

それが、628万2,000円となっておりますして、あと、この審査会は、介護認定を行う上で、非常に重要な位置づけにありますので、質を落とさないということも含めまして、全体研修も行ってございまして、そちらのほうに参加された場合にも1とカウントしまして、1万8,

000円の単価を支払っているということになっております。そちらが、28万8,000円で今回657万円の支出となっております。

○森西正委員長 福住委員。

○福住礼子委員 ありがとうございます。

総括に内容について、今後、軽減に充てられるようにしていくということですので、毎年、毎年のそういう収入がきちんと入るようになればと思います。

ありがとうございます。

それと、介護認定の審査の件ですけれども、一人1万8,000円、これは、週2回、月8回、これはもともとのおおむねと書いてありますが、ほぼ確実に回数というのはあるのでしょうか。

たまたま今回は認定する対象者がいなければなくなって、そのかわり次の会には、いつもの審査よりもボリュームがふえるとか、そういうばらつきがあつてのことなんでしょうか。もう少し教えていただきたいと思ひます。

それと、B型肝炎と研修の件はわかりました。ありがとうございます。

もう一点、包括的支援事業の中で、包括支援センター支援システム借上料というのがあるのですけれども、これがどういった内容なのか、教えていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 審査会の回数の件ですけれども、今、申請が平成23年度で大体2,952件出てきてございまして、平成24年度につきましても2,962件とおおむね月に大体250から300近い数字の申請の方への審査会を開いてございまして。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 包括支援センター

支援システム借上料は、包括支援センターの業務を行うにあたりまして、相談の記録ですとか、あるいは予防のケアプラン作成ですとか、そのようなシステムを8台分導入しておりまして、それに係る費用でございます。

○森西正委員長 ほかにございますか。
増永委員。

○増永和起委員 先ほど、平成24年は見直しをして、新しい保険料になった最初の年ということでご説明ありました。

第5期の保険料4段階の分で、月額いくらになるのかということと、それから、どれだけ引き上がったかということもお願いします。

平成22年、平成23年、平成24年、それぞれの実質収支がどれだけだったのか。

平成22年、平成23年、平成24年度の末の介護保険給付費準備基金、この残高はいくらだったのかということも教えてください。

それから、年金天引きの特別徴収と普通徴収というのがありますが、普通徴収になるのは、年金月額でいくらからなのか、これ以上だったら特別徴収だよというラインがあったと思うのですけれども教えてください。

それから、介護保険の認定者数、それと、サービスの未利用人数を教えてください。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 第4段階の月額が4,990円となっております。改定率が14.7%となっております。

順番ちょっと違ってきますが、年金収入、普通徴収と特別徴収の金額ですけれども、年間で収入が18万円以上の方となっております。

あと、準備金の平成22年、平成23

年、平成24年の年度末残高ですけれども、平成22年度が約7,200万円、平成23年度が約8,200万円、平成24年度が1億2,000万円となっております。

認定者数につきましては、平成24年度末で2,881名、それと未利用者が516名。

収支のほうですけれども、平成22年度が約9,100万円、平成23年度が約3,300万円、平成24年度が約7,000万円となっております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 そうですね。この平成24年度で4段階で4,990円に5,000円に10円足りないというところまで上がりました。

前年と比べると、640円月額で引き上がったということになると思います。

これは、この第4段階というのは、本人は非課税の世帯ですから、年金収入そんなに多くないわけです。158万円以下、ざくっと大体それぐらいになるのではないかと思います。

ということは、月額に直すと13万円以下ぐらい、大体そういう程度の方で5,000円近い月額介護保険料がかかる、非課税でそれが最大限ですから、国民年金の方ですと、多くても6万円、7万円というような国民年金、月額の方たくさんいらっしゃいます。

その中から、やっぱりこの5,000円が取られていく、頭から取られてしまうということが本当に生活を圧迫することにつながっていていると思います。

先ほども言いましたけれども、年金は、これからますます引き下げるといって方向で考えられています。

そういう中で、この介護保険料が高齢

者の皆さんの生活を圧迫するということが、非常に大きな問題になってくると思います。

先ほどお話を、黒字が出たらそれは基金に積んで、見直しのたびにそれは次の介護保険料の引き下げ分に使うのだということでお話があったのですが、実際にそうなのかということ考えてみますと、今、平成22年実質収支、平成23年、平成24年、それぞれ黒字の額を言っていました。

介護保険給付費準備基金、この年末残高も平成22年、平成23年、ここまでは積み上がるのがわかるのですが、その後平成24年で、一旦、これ保険料軽減のために取り崩してくださったのではないかと思うのですが金額がふえているのです。1億2,000万円ですか。

こういうふうに、本当に高い介護保険料、大阪府の中では真ん中辺だというお話もありましたけれども、北摂で考えますと、今までが一番高かったわけです。それが、吹田市や豊中市が、もっと上げ幅を大きくしたので北摂では3番手となっておりますけれども、高槻市と比べると500円ぐらいの1か月の差があるというふうに思うのです。

本当に基金も取り崩して、最大限高齢者の皆さんのご負担を少なくしたというふうには、これではいけないのではないかなと思うのですが、その点に関していかがでしょうかということです。

それが1点と、保険料を引き上げ過ぎたのではないかと。

それから、普通徴収、今、年収18万円ということでした。1か月にすると1万5,000円ぐらいかなというふうに思うのです。これ以上の人は、もう特別徴収で天引きされるわけですから、収納率もみんな100%ですよ。

それ以外の方が、今、滞納になっている、少しずつそれがふえていっていると思うのですが、この収納率について教えていただきたい。これも3年間ぐらいどうなっているか教えてください。

それから、その中で、権利停止になっている方がいらっしゃるのではないかと。収納率と滞納件数、それと、権利停止になっている件数、これについても教えていただきたいと思います。

それから、介護の認定者数が2,881名認定を受けてはるのに、そのうちの516名がサービスを利用されていないというふうにあります。

私の知っている方も介護の認定は受けたんだけど、利用しようと思うとサービスの利用料1割かかると、このお金が払えないから介護保険を使うのをやめると、取られるのは年金から天引きなので、何ぼ使わなくても取られるけれども、使いたいと思ってもこの1割負担があるから、やっぱり私の収入では払えないのだと、そう言って利用されていない方がいらっしゃいます。認定すらされていない方は、この後ろにもっともって思っているのです。

本当にそういう保険料の取り立てだけでサービスは使えないという、そういう介護保険に、今、なっているのではないかと思います。

この月額約5,000円の保険料天引き、どう思っているのかということをお聞きしたいと思います。

介護が必要でも、このお金の問題で介護が受けられない、そういう方に対して、利用料の減免というのは、今ないわけです。摂津市で、これについて、どう考えておられるのかお聞きしたいです。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 まず、保険料の引

き下げ基金の残高と照らし合わせて、しっかりとできていないのではないかという問いだったと思います。

平成23年度末で、先ほど、約8,200万円と申しました。この後、平成24年度に1億2,000万円積み上がっているのは、一つとしましては、大阪府の財政安定化基金への交付金が2,400万円ほど入としてありましたので、その分でありますとか、また、計画の初年度でありますことから、準備金からの繰り入れは、今、行っていないという状況となっております。

平成25年度、当初予算の中で、3,700万円の基金からの繰り入れを当初組んでおりまして、その差額、残額として8,200万円と3,700万円の差額の差額の4,500万円につきましては、平成26年度の当初予算のほうで、基金からの繰り入れを予定しているところでございます。

それから、収納率でございます。

収納率につきましては、平成22年度が、普通徴収の収納率が84.97%、平成23年度が84.83%、平成24年度が86.61%となっております。

全体収納率としまして、平成22年度が98%、平成23年度が98.01%、平成24年度が98.02%となっております。

あと、4,990円の保険料についてでございますが、先ほど委員おっしゃられたとおり、府内では真ん中あたりであるというふうになっております。

この分につきましても、前年度からの基金の残額を全て充てて4,990円まで引き下げた努力によるものだと考えております。

また、それについて、利用されていない方がいるのではないかというところで

ございますけれども、平成20年、ちょっと先のアンケートですけれども、そのときにアンケートで受けてない方の理由をお聞きしたところは、認定は受けたけれども、今はちょっと利用することがないのでということが一番多くて、その次に、まだ、家族で見てもらうことが優先でやっていきたいと。

また、今病院に入院中であるのでということで、利用されていないという方が大半であったというふうに記憶しております。

利用料の減免制度につきましてですけれども、こちらにつきましては、現在、少し外れるかもしれませんが、利用料の減免としまして、高額介護サービス費、高額介護予防サービス費というものと、高額医療合算介護サービス費、高額医療合算介護予防サービス費というものがありまして、一定の利用限度額が設けられているというところと、また、社会福祉法人により利用者の負担軽減の制度というものもございます。

市独自の利用料の減免につきましては、災害時における利用料の減免の制度がありまして、それ以外については、委員おっしゃられるとおり、独自減免については、実施していない状況であります。

市としましては、財源の問題とか、給付の公平性でありますとか、そういう観点から独自の軽減を行う考えというところは、今のところは持ち合わせておりません。

毎回ですけれども、低所得者の負担のあり方については、この介護保険の制度の根幹を指すところでございますので、制度上の問題として、また、次期の制度改正に向け、引き続き国の方に対して抜本的な対策を要望していきたいというふうに考えております。

それと、給付制限数ですけれども、給付減額が10件、給付制限のほうは6件でございます。よろしくお願ひいたします。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、4,990円は最大限の引き下げによって行われた金額だというふうに言われました。

初年度は、大阪府の財政安定化基金を取り崩し、次の年度、平成25年度に3,700万円の介護保険給付費準備基金を繰り入れて、残りの分も最終的に次の年度に平成26年に繰り入れるんだと。こうやって崩して中に入れていくのだというご説明だったと思うのですけれども、平成24年は基金への積立額というのを、2,165万、当初予算で組んでおられます。

ところが、補正予算で平成23年分の黒字が入ってきて、これにさらに1,646万円積み増しをして、3,811万円、端数はありますけれども、それぐらいを準備基金のほうに繰り入れをされるという、そういう会計になっていると思うのです。これで1億2,000万円になりましたということだと思います。

今度、平成25年、確かにおっしゃるように3,700万円ほど繰入額ありますけれども、当初予算として、500万円ぐらい、これを積み立てのほうに回すのだと、当初の予算を見るとそうなっています。繰り入れのほうがすごく大きいよと、そやけれども、その後に補正予算で4,779万円、これが、また、積立金として挙がってきているのです。

要するに、基金への積立額としては、5,276万円、これぐらいが基金へ積み上がるという形で、この補正予算が先日提案されていると思います。

そうしますと、繰り入れたけれども、

また、積み立てをふやすのだから、差額が1,542万円、これふえるのです。減らないのです。これは、まだ決算ではないですから、平成25年は。でも、見通しとして、それだけ基金のほうに積み立てる補正を組んだということは、平成25年はそんなに赤にはならないよというお話なのではないかなと思うわけです。

ということは、この平成25年も黒が出るとしたら、それまた補正で平成26年に入ってくるわけですよ。どれくらいになるかはわからないですけれども。

先ほどのお話で、もう最大限繰り入れて、保険料を安くしたのだということは通じないのではないのでしょうか。

どんどん積み上がっていっていると、私は思うのですけれども、もっと保険料を本当に取り崩して安くできたのではないですかということについて、お答えいただきたい。

それから、先ほどのアンケートをとったとおっしゃられます。アンケートの数がどういうことなのかということについては、わからないですけれども、私は、周りにたくさんお金がないから介護保険を利用せずにいるとおっしゃっている方、いっぱいではあります。ご本人が言っているという部分もありますし、実際にホームヘルパーのステーションであるとか、そういうケアセンター、そういうところのヘルパーやケアマネジャーからも、もう権利停止になっていて使えない、そういう状態になったのだけれども、子どもたちが一生懸命資金を集めて、お父さんが介護保険を使わないとあかん状態になったから、何とかそれについては手当をして、お父さんのほうは介護保険サービスを使えるようにしたけれども、お母さんも同じく権利停止になっていて、お母さんについては、もうどないしようもない

と、これから、サービス必要になっても、お母さんにはもう無理というようなお話も、これはケアマネジャーからですけれども聞いています。

たくさんそういうケースはあると思うのです。アンケートで浮かび上がっていないかもしれないですけども、実態については、ぜひとも、もっともっといろんなところから声を集めて聞いていただきたいなというふうに思います。

そのケアマネジャーは、非常に親切なので、何とかサービスを受けられるようにと思って奔走してくれはってご家族も何とか協力をして助かったようですが、やっぱり受けられないままにずっと我慢をしておられるそういう方もたくさんいらっしゃると思うのです。やはり、まず利用料、保険料の軽減と、それから、利用料減免制度、国のほうに訴えてくださるということですので、ぜひともお願いしたいのですけれども、摂津市でもせっかくの基金もありますことですし、これが財源で全部できるとは言いませんけれども、やはり利用料の減免制度もぜひ考えていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほど言っておりました普通徴収でもう払えなくなってしまっている方、しょうがないと思うのです。この年金で、ほかに収入があれば別ですけども、払えと言っても無理だというふうに思うのです。

それを、サービスまで取り上げてしまうというのは、本当に酷なことだと思いますので、その分についても、ぜひ、これから、もちろん国の制度はそうなっているのですが、もともとは国が悪いのですけれども、しっかり言っていただけるように、ぜひお願いしたいし、軽減策を図れるように考えていただきたいというふう

に思います。

独自減免についても、それを何とか考えられないかどうかということについてと、それから、先ほど言った基金の問題と、この二つ、もう一度ご回答お願いします。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 まず、基金のほうでございますけれども、第5期平成24年から平成26年度でも保険料を考えると、その時点で準備基金が平成23年度末約8,200万円ございました。

その部分について、平成24年と平成26年までの保険料を軽減に充てるということでございまして、平成24年度途中で積み上がってきたものというのは、当初ではわかりませんので、なかなかその数字を入れての保険料の算定というのは難しいかと思えます。

先ほど、大阪府の財政安定化基金の交付金のほうでございまして、この部分が、一旦基金のほうで2,100万円ほど積んでおりまして、先ほど申された1,600万円といたしますのが、平成23年度で3,300万円の収支が出ておりまして、そこから国、府、基金、一般会計の繰入金等の精算をした残高で、平成25年10月補正で4,700万円積んでいるということになっております。

その部分につきましては、まだ、あと平成26年度の最後まで日がありますので、その中で給付費の伸びがどうなるかわからないということもあります。そういうところに充てていくということが1つと、もし、このまま黒字の部分が出た場合には、この第5期でとったように平成26年度末の基金残高については、保険料の軽減のほうに充てていきたいというふうに考えておるところでございます。

あと、独自減免のほうについてですけ

れども、こちらのほうは、なかなか財源の問題でありますとか、いろいろな問題も出てくるかと思しますので、先ほどの繰り返しになりますけれども、こちらのほうの介護保険の制度の中で国、府、北摂合わせて、国、府のほうへ要望して行って、制度改正のほうにつなげるよう努力していきたいというふうに考えております。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 収入、もちろん予想ですから、完全にこれだけということはわからないのはわかりますよ。だけど、この先の3年間を見越してこれぐらい必要だろうということで、4, 990円の金額設定をしはったのだと思うのです。

取り崩すのは取り崩すけれども、それより以上の収入が入ってくる、こういうことについて、見越せないのだからそれはわかりませんというのだったら、次だってやっぱり同じように、今ある金額を3分割して、それよりたくさんのお金が入ってきたらわかりませんでしたという話になるのですか。

それは、ちょっと見通しが甘過ぎるといえるか、やっぱり、介護保険を受けておられる方は、高齢なんです。後で余ったから返しますよと言われても、もうそのときには、亡くなってはる方だってあるわけです。

もう介護保険余ったのだったら、その基金の分、全部精算してみんなに返してほしいと、それぐらい声はたくさんあります。

本当に切り詰めてこの介護保険の分で食費を削ったりとか、医療費を削ったりとか、そういうことをしてらっしゃる方もいるのです。2か月に1回保険料入ってきますけれども、そこから1万円引かれるわけです。さっき言うたように、月

6万円、7万円、2か月足しても12、3万円という方の1万円ってすごく大きいです。

それについて、じゃあ積み上がった分は入れましたけれども、もっとたくさん入ったから積み上がったんですよって、そんなふうに簡単に説明、私はできません。

そこに関してもしっかりと見通しを持たないといけなかったのではないですか。

給付費が膨らむことばかりを言い合いますが、現実的には、赤字ではなくて黒字がどんどん積み上がっていているわけです。

あと、今度、見直しがまたきますけれども、そのときに同じ説明になっては、これは市民に対してちゃんと説明責任果たせないことになりませんか。

ぜひとも、もう一回、お答えほしいのです。よろしくお願ひいたします。

○森西正委員長 堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

特別会計に限らず一般会計もそうなのですが、会計のつくり方といたしまして、歳出につきましては、これは規範でありまして、これを超えることはできません。

歳入というのは、これはあくまでも見込みでございます。増永委員おっしゃるように、最大限見積もるということになりまして、結局、歳出も最大限に見積もらなければならない。これを超えることはできませんので、慎重に歳入を見積もったとしましても、今、申し上げましたような見込みの違ひというのがどうしても出てまいります。過去に介護保険におきましても、赤字が出たこともございますので、介護保険においては、今、申されたことを考慮に入れて、かなりシビアに

見積もっていると考えております。

ただ、今申し上げたような会計原則というのがございますので、やはり、規範を超えることができない、歳出の規範というのを超えることができないという前提でもって会計を組ませていただいておりますので、そこは今後も最大限努力をしまいたしますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○森西正委員長 増永委員。

○増永和起委員 平成23年度第4回定例会で、市長のご答弁があったんですけど、ご指摘のように5,000円近くになるでしょうねということで、それをうのみにしてやむを得んということではないと思ひています。

そういう意味では、高齢者の負担を、できるだけやっぱりおさえよう、そういう努力はせないかんと思ひています。

さっきも話がありましたけれども、市の準備基金というのがあります。また、大阪府の財政安定化基金等々、この残高を取り崩したり、いろんなことを考えて、もし結果が出てきましたら、できるだけ幅を小さくしようと、そういう思ひでございましてということで、市長がご答弁されてます。

私たちは、やっぱり、これについて、5,000円にはならなくて10円下がりましたけれども、一生懸命心を尽くしてやってくればった、その結果やなあというふうに思ひてたんですけども、こうして基金が、見直しの前よりも、さらに積み上がっていくのを見ますと、本当にそれでちゃんと基金を入れた計算になったというふうに言えるのかなということを、やっぱり疑問に思ひわけです。

少なくとも、この平成22年の基金の金額ってというのが、基準やと思ひんです。それをどんでんこの3年間で積んできた

から、この次どうするのやという話がまた出てきます。

そのときに、同じことの繰り返して、やっぱり高い上げ幅になってしまうとか、そういうことが決してないように、もう引き上げずに同じ金額でという形もありますし、改定して反対に下げるといふ、そういうところもあると思ひます。

もちろん、歳入や歳出のことを言えば、確かに赤字になるような、そういう計画を組めない、それはわかります。

そうだけど、今、赤字か黒字かという話をしているのではなくて、黒字がどんどん積み上がっていつてるといふお話をしているわけですから、そこについて、次の見直しのときには、ぜひともしっかり考慮していただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○森西正委員長 ほかにございませうかね。

山崎委員。

○山崎雅数委員 私の方からも、何点かお聞きしたいと思ひます。

まず、介護サービス、それこそお金がないから受けられないというようなことも若干出ているのかなと、いろいろ声を聞くわけです。

事務報告にも、何も出てきてはないんですけども、介護サービスに対する苦情とか、そういったものが市へ届けられているといふか、包括支援センターとかに届けられているのかどうか。それが、どういふ処理をされているのか、というようになことをちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

私、聞いているところによっては、ヘルパーに来てもらっているけども、支援をふやしてほしいけどもヘルパーも結構忙しそうで、なかなか言い出せないとか、自己負担金、先ほど限度額があると言われましたが、限度額までもなかなか

払えないというところで、サービス量減らしてもらってるとかそういうことを聞くんです。

あと、デイサービスで、体操というか、リハビリにいつているところで、いろんな企画をやられていますけど、そこになんか市議員が挨拶に来たとかいうような、苦情も聞いたりしてるんですけども、そういった介護サービスに対する苦情の処理とか、そういうのがあるのか、ないのか、きちんとできているのかをお聞かせいただきたいと思います。

かがやきプラン、平成24年3月、これを見せてもらったら、それこそ平成24年度の決算、約99%という数字があがってしまっていて、受給者の数もふえ続けることになっているのですけれども、いろいろ支援やら、介護予防推進事業やら、拡充の目標、数字も入れてやってくれるのですけれども、事業所が7事業所、それから、それが指導も援助もしていくということなんですけれども、これ、利用者ふえ続けていく予測のもとで、その事業所の規模の拡充とか、充実とか、ヘルパーが足りないとかいうようなことにはならないのか、その見通しなんかもお聞かせいただきたいと思います。

先ほどの保険料の話ですけれども、確かに、基金残高が1億2,000万円積み上がっている、これを何とか生かせないかという観点、本当は、移送サービスとか、紙おむつとか、高齢者の支援というところでは、なかなかお金が払えなくて介護抑制になっている、サービス受けたくても受けられなくなっているというような方々に対する福祉の助成というのは、一般会計からも、しっかりやっていくべきだとは思いますが、そういった考え方もないのかと、水道料金の減免制度はなくなりましたけども、こういっ

た高齢者に対する支援ということ、1億2,000万円いかせるものならいかしてほしいということで、その辺の考えを聞かせてもらえたらと思います。

権利停止、まだ、もう10件ということなのですけれども、この制度が12年続いて、この間、滞納がふえ続けているという状況の中では、滞納ペナルティーを受けることになる方もふえ続けるのかなと思っておりまして、本当に介護難民というか、お金がないと介護が受けられないという状態をつくらないように、ぜひ、工夫をしていただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○森西正委員長 石原課長。

○石原高齢介護課長 今後の施設等の整備等でございますけれども、現在、小規模特養の整備のほうを進めております。待機者もいてるということで、こちらのほうも第5期の計画の中で挙げておりましたものについて、今、そちらのほうの事業を進めております。

また、そのほかに、定期巡回でありますとか、複合型サービスでありますとか、そういうものも今回計画に挙げておりますが、去年は、募集したのですけれども、ちょっと事業所が手が挙がらなかったと、ことしについては、今、説明会を行って、何社かの数の事業所が来ていただきましたので、提案書が出て、そこで計画が進むことを望んでいるところでございます。

その中で、あと、人員等については、その施設の中については、国のほうでの人員等の基準というのがございますので、そこで不足があるようなことがあれば、そこでペナルティーを受けますので、そういうことはないかというふうに考えております。

高齢者に対する支援についてござい

ますけれども、今後、今も国のほうでいろいろと次期の制度改正について話をしている途中であります。

その辺のことも視野に入れながら、今、介護保険の制度のほかに高齢者施策というものも府内ではかなりの充実したメニューを摂津市は持っているというふうに思っております。

その中で、やはり皆さんが望んでいる見守り、そういう点にも基本に置きながら、また、施策の見直し等も図っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 介護サービスに対する苦情についてお答えいたします。

サービスの内容についての苦情の正式な件数は、資料を持ち合わせておりませんが、サービス内容についての苦情について、直接、そのご本人からお聞きしたということが、同意を得られれば、包括支援センターや、市の担当課で、その内容や事実を確認したり、あるいは、指導を事業所に対して行ったりというようなことを直接実施する場合もございますし、あるいは、ご本人がこのようなサービスに対する苦情を余り先方に直接耳には入れてほしくないという、とりあえず苦情として聞いてほしいというような内容でしたら、ご本人に対してこのような方法があるということでアドバイスをさせていただいたり、あるいは、介護保険事業所連絡会がございまして、そちらに、ケアマネジャー、入所、通所、それぞれ部会がございまして、そのようなところで、一般的には指導という形で、事業所には耳に入るような形での対応はできるだけとらせていただいております。

○森西正委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 苦情の中身はお聞かせ

いただけなかったわけですが、連絡会とか、いろんところで処理はしていただいているとは思いますが、この解決は本当にされているのか、ちゃんと報告とか、後追いつか、できているのか、いつまでもそういうくすぐっている状態で、介護サービスが運営されているということでは困ると思いますので、その辺もちょっとお聞かせいただけないかと思っております。

かがやきプランに従って、長期療養型、それから、巡回特養のほうもふえていくということでもよろしいでしょうか。

本当に介護を受けたくても介護施設がない、対象者はいらっしゃるわけですが、受けるサービスヘルパーが足りないとかいうようなことになってくると、お金がそれこそ払えなくて受けない方も当然いらっしゃると思いますが、受けたくても受けられないという方も、いわゆる介護難民ということになってくると思っていますので、しっかりと介護難民を出さない。お金がなくても介護サービスを受けられて、安心して、老後の生活を送れるという制度にぜひしていただきたいと思っております。

苦情処理について、1件だけお願いします。

○森西正委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 苦情の内容について、ヘルパーの事業所へのものでしたら、ケアプランをたてていらっしゃるケアマネジャーを介しまして、このような連絡が入っているということで、事実の確認をとらせていただいたり、サービス担当者会議等の中で事実確認や今後の指導というよう対応をケアマネジャーに依頼をするということもあります。

また、相談者の方が直接お名前等をおっしゃってご相談をいただいた場合には、

ケアマネジャーへの指導の後に、サービスの内容が変わったかとか、実際、どのように修正がされたかといったことを相談者の方に直接お聞きする場合がありますし、また、相談者の方が伏せてほしいとおっしゃる場合は、ケアマネジャーにはお伝えをして、ヘルパーの事業所には、具体的内容をお伝えせずに、ケアプランの調整を図っていただくなど、ケアマネジャーに対して、確認をさせていただいたりということ、一定、受けた相談については、事後についても責任を持って確認をさせていただいているという現状にあります。

○森西正委員長 ほかにありますか。
なければ、以上で質疑を終わります。
暫時休憩いたします。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○森西正委員長 再開します。
それでは、討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○森西正委員長 討論なしと認め採決します。

認定第1号所管分について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

認定第3号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

認定第6号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 全員賛成、よって本件は可決すべきものと決定しました。

認定第7号について、認定することに

賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

認定第8号について、認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○森西正委員長 賛成多数、よって本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時35分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 森西正

民生常任委員 市来賢太郎